

# 指針

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

串本町古座川の鯛島の日の出

# 賀正 2012年



## 1 月の税務・労務

|                                                        |                      |
|--------------------------------------------------------|----------------------|
| 11 月決算法人の確定申告                                          | 1 月中の                |
| 5 月決算法人の中間申告                                           | 決算応答日                |
| 2,5,8 月決算法人の消費税中間申告 (年税額 400 万円超)                      | 月末の場合<br>1 月 31 日(火) |
| ・社会保険料・児童手当拠出金 (12 月分) の納付期限                           | 1 月 31 日(火)          |
| ・源泉所得税、特別徴収税額 (12 月分及び源泉所得税の納期の特例適用者は 7 月～12 月分) の納付期限 | 1 月 10 日(火)          |
| ・納期限の延長特例を受けている場合の納付期限                                 | 1 月 20 日(金)          |
| ・源泉徴収票の本人交付                                            | 1 月 31 日(火)          |
| ・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限                              |                      |
| ・給与支払報告書・特別徴収票の提出期限                                    |                      |
| ・償却資産税申告書の提出期限                                         | 1 月 31 日(火)          |

## 1 月の行事

- 1(日) 元旦
- 4(水) 官公庁御用始
- 5(木) 当事務所業務開始
- 6(金) 小寒
- 9(月) 成人の日
- 21(土) 大寒



あけましておめでとうございます。  
毎年のことですが、とりわけ今年こそは良い年でありますようにと願わずにおれません。  
昨年は三月十一日に東日本大震災が発生。その傷跡は、いまも被災地の人たちの生活を困難にしております。  
また東電の福島第一原子力発電所の原発事故は、事前に共産党などがその危険性を国会や地方議会に指摘していたにもかかわらず、

次項へ

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野 2-4-1 7 第 5 松葉ビル 301 号  
Tel:072-805-5252 FAX:072 (805) 5253 Eメール: info@kskj.jp  
URL: <http://kskj.jp>

税理士法人京阪総合会計事務所／京阪総合経営(保険取扱)  
【取次会社】(生命保険) 大同、(ビジネス) MJS、弥生会計  
(生保・損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)

## 今号の紙面

- 新年ごあいさつ ○ 社会保険は万全ですか？
- 平成 24 年税制改正大綱発表 ○ 確定申告等の準備は・・・
- **Q&A** 仕送りの両親は扶養家族？ ○ 復興増税スケジュール

前項から

わらず発生したもので、まさに人災とも言えます。

今年の中小企業をとり巻く情勢を考えますと、明るい希望を話せるようなものは、何一つ見出せません。大変な一年となりそうです。

大企業は円高による損失を国内の下請いじめで、利益を確保しようとするでしょう。非正規労働者の増加は国内の消費力を減退させ、中小企業の売上高は一層落ち込むでしょう。さらに、税制の動向をみれば、今年は大増税へのルールが敷かれる年になりそうです。

昨年を表す漢字は「絆」でした。当事務所も顧問先の皆さんとの絆を一層深めて、「事業の支え棒」としての役割りを果たしていきたいと決意しております。



本年も、当事務所をよろしくお引き立てくださいますよう、お願い申し上げます。

## 社会保険手続きは大丈夫ですか？

|              | 労働者5人以上 | 労働者5人未満 |
|--------------|---------|---------|
| 法人           | 強制加入    | 強制加入    |
| 個人事業法定16業種   | 強制加入    | 任意加入    |
| 個人事業法定16業種以外 | 任意加入    | 任意加入    |

※1 法人は役員のみで従業員がいない場合でも、強制加入

※2 法定16業種とは以下の業種をさします。

- 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、
- 鉱物の採掘又は採取の事業
- 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- 貨物又は旅客の運送の事業
- 貨物積卸しの事業
- 焼却、清掃又はとさつの事業
- 物の販売又は配給の事業
- 金融又は保険の業務
- 物の保管又は賃貸の事業
- 媒介周旋の事業
- 集金、案内又は広告の事業
- 教育、研究又は調査の事業
- 疾病の治療、助産その他医療の業務
- 通信又は報道の事業
- 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める

※3 法定16業種以外とは以下のような業種をさします。

- ・ 第一次産業(農林、水産、畜産業)
- ・ 接客娯楽業(旅館、料理店、飲食店、映画館、理容業等)
- ・ 法務業(弁護士、税理士、社会保険労務士事務所等)
- ・ 宗教業(神社、寺院、教会等)

し国税局が滞納処分を行なうようにもなっています。

### 社会保険の調査対策は大丈夫？

社会保険料と税を一体的に徴収する「歳入庁」創設の法案が2年後の国会に提出されることになりました。これが通れば、税務調査と社会保険調査が一体で調査される可能性が具体化されます。

税と社会保障の一体改革は実務面でも着々と準備が進められています。元従業員からの告訴も…

当局の調査や徴収が厳しくなる一方、元従業員からの告訴も増えつつあります。法人や一定規模の個人事業主は社会保険の強制加入となっています。左の表をご覧ください。

この社会保険の加入手続きを怠った賠償を求めて元パート従業員らが会社を相手に裁判を起こしました。その結果、会社が敗訴し多額の賠償額を支払うことになりました。

この判決以後、訴訟をよびかける弁護士がネット上で宣伝もしています。未払い残業代も含め、中小企業といえども、いつでも訴訟されるリスクがつきまといま



## 平成24年度税制改正大綱を読む

平成24年度税制改正大綱が閣議決定されました。消費税率の引上げや相続税増税が焦点となる税制抜本改革の議論に先立つもので、全体としては小粒となっています。

### 法人税、所得税事業所得では、

- ① 研究開発税制の上乗せ特例の継続
- ② 再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充

- ③ 中小企業の雇用拡充を支援する中小企業投資促進税制の拡充・延長

が盛り込まれました。

研究開発税制は年税額の30%まで控除できる上に上乗せ分10%を利用すれば合計40%の税額控除が可能です。現行でも利用できま

すが、延長が見込まれます。

環境関連と中小企業投資関連では、対応設備への投資を促しつつも、一定規模以上の設備基準を求めている、投資を検討する場合は、基準となる規模を見極める必要があります。

**個人所得課税**では、23年度改正で積み残しとなっていた給与所得控除や退職所得課税の見直しが盛り込まれました。給与所得控除は、給与収入が1500万円を超える場合には245万円の上限が設けられます。退職所得課税は、勤務年数5年以内の法人役員等の退職

所得について、累進緩和措置の2分の1課税を廃止します。

### 国際課税

では、国際的租税回避を防止する観点から、国外財産調書制度を創設し、その年の12月31日において合計5千万円を超える国外財産を有する居住者は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年3月31日までに、税務署長に提出することが義務付けられます。また、所得金額に比べ過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、過大支払利子税制を創設します。

### 自動車関係2税のうち、自動車取得税の廃止は見送りとなりました。

消費税と二重課税という批判がありますが、消費税増税論議の際に、見直すとされています。新成長戦略としてエコカー減税の継続、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置が拡充されます。

### 地方税

について全国画一的な現行制度に「**地域決定型地方税制特例措置**」(わがまち特例)を導入することや税負担軽減措置の見直しを行うこと、また昨年に引き続いて自治体の「自主的な判断」と「執行の責任」をもとに、成案を得たものから速やかに実施するとしています。今後、地域限定型の税制が盛り込まれる可能性があります。

### 固定資産税

では地価の状況などから住宅用地の据置特例を段階的に縮小し、26年度に全廃することが盛り込まれました。負担水準90%以上の住宅地は平成25年度まで継続します。

## 確定申告書の提出と納税

### ●確定申告の提出先

平成23年分所得税の確定申告書は、平成24年2月16日から3月15日までの間に提出します。

ちなみに個人消費税は平成24年2月16日から4月2日(3月31日が土曜日のため)

贈与税は平成24年2月1日から3月15日までです。

提出先は、提出するときの納税者の住所を所轄している税務署となります。ここである「住所」とは、生活の本拠地を意味していますから、必ずしも住民登録をしている場所(住民票の場所)と一致するわけではありません。しかしながら、特殊な場合を除けば、通常は住民票の住所が住所となるでしょう。

### ●税金の納付

それぞれの税の納付期間も提出期間と同じです。税金の納付については、銀行、信用金庫、郵便局、税務署などで収納事務を取り扱っていますので、これらの窓口で納めます。

なお、贈与税以外は現金による納付に代えて、口座振替による納税の手続きをした場合には、所得税が4月20日、消費税は4月25日に自動振替により指定口座から納付(引落し)されます。

また、税金の納付は一括納付が原則ですが、所得税については延納により、分割納付も可能です。一般の延納については、第3期分の税金を3月15日までに2分の1以上納付した場合、残った税金については5月31日までに納めること(延納)が可能です。ただし、この場合、本税のほかに延納税額について所定の率で計算された利子税がかかります。この利子税は延納税額と併せて納付します。

## 法人税・所得税・住民税の復興増税日程

|        | 法人税  | 所得税  | 住民税     |
|--------|------|------|---------|
| 2012 年 | 2.4% | —    | —       |
| 2013 年 | 2.4% | 2.1% | —       |
| 2014 年 | 2.4% | 2.1% | 1,000 円 |
| 2015 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2016 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2017 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2018 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2019 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2020 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2021 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2022 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2023 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2024 年 | —    | 2.1% | 1,000 円 |
| 2025 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2026 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2027 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2028 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2029 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2030 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2031 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2032 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2033 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2034 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2035 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2036 年 | —    | 2.1% | —       |
| 2037 年 | —    | 2.1% | —       |

## 復興増税法が成立

## 所得増税は25年

復興増税法など東日本大震災

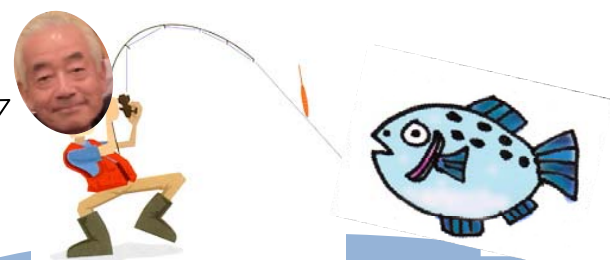
法人税は国税と地方税

の復興財源を賄うための関連法案が11月30日の参院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成で可決、成立した。関連法成立により、総額12・1兆円の2011年度第3次補正予算の執行が可能になる。関連法では償還完了期間を25年とする「復興債」の発行を定めた。この償還財源として国税では所得税の税額を2013年1月から25年間、2・1%引き上げる。

引上げる。

地方税では個人住民税の均等割を2014年6

月から10年間、年1000円増額する。一連の措置で約10・5兆円の税収を確保する。



年男です

## 問 答

Q&A  
コーナー

仕送りしている両親は扶養親族になるので  
しょうか？

離れて生活している両親に生活費を仕送りしています。扶養親族とすることができると聞いたのですが、年末調整後だったのでもう無理ですか？

まず扶養親族の件ですが、両親とその給与所得者などが「生計を一にしている」かどうかということが問題となります。

「生計を一にしている」というのは、必ずしも同一の家屋で生活していることをいうわけではありませんから、たとえば親族のうち誰かが何らかの事由によりその給与所得者と同居していなくても、その人に対して常に生活費等を送金しているときは、生計を一にしていると認められます。

もつとも、同一の両親について2人以上の所得者が重複して扶養親族とすることは認められません。

たとえば、兄弟の何人かが両親に生活費を分担して送金している場合は、そのうちの1人の所得者だけが両親を扶養親族として申告することが認められます。

次に年末調整後の件ですが、1月末までなら、再年調ができます。会社に事情を説明し、扶養控除申告書を訂正し、年末調整のやり直しをお願いして下さい。

1月を過ぎてしまった場合は、確定申告をして下さい。